血圧計導入促進助成金交付要綱

平成30年３月14日　　制　　定
令和４年３月10日　　一部改正
令和８年３月30日　　一部改正
公益社団法人　全日本トラック協会

（事業趣旨）

第１条　全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、過労死や健康起因事故の原因となる、脳･心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、業務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）の導入助成事業を実施する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて地方ト協会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

（助成対象機器）

第２条　助成対象とする機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協が別に定める基準を満たす機器とする。

（助成額）

第３条　助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに機器を導入した場合、別に定める額を交付する。ただし、国から補助金が交付された機器に対しては、全ト協の助成金を交付しない。

２　地方ト協への交付限度額は別に定めることができる。

（実績報告及び助成金の請求）

第４条　地方ト協は、事業者の血圧計導入事業が完了したときは、別に定める期日までに、別に定める実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を提出のうえ、全ト協会長に対して助成金の請求を行うものとする。

（助成金交付）

第５条　全ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、地方ト協に対して助成金を交付する。

２　地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

（助成金の返還）

第６条　全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し

既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1)　この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2)　虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2　前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（機器の処分制限）

第７条　事業者は、交付対象となった機器導入の日から起算して６年を経過するまでは、譲渡、廃棄、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2　地方ト協は、前項による処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

（その他必要な事項）

第８条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

（附則）（平成３０年３月１４日）

第１条　本要綱は平成３０年４月１日より適用する。

（附則）（令和４年３月１０日）

第１条　本要綱は令和４年４月１日より適用する。

（附則）（令和８年３月３０日）

第１条　本要綱は、令和８年４月１日または国の令和８年度地方財政計画予算と交付金法案の成立日のいずれか遅い方より適用する。